

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則	第1号	(人事課)	2
○愛知県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則	第2号	(県民総務課)	3
○愛知県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則	第3号	(統計課)	3
○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第4号	(地球温暖化対策課)	3
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第5号	(地域福祉課)	4
○愛知県医療療育センター管理規則の一部を改正する規則	第6号	(障害福祉課)	5
○愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	第7号	(高齢福祉課)	5
○認定こども園の認定及び認可に関する規則の一部を改正する規則	第8号	(子育て支援課)	5
○愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則	第9号	(生活衛生課)	5
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	第10号	(建築指導課)	6
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第11号	(同)	7
○愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則	第12号	(競技・施設課)	7

告 示

○一般職業適性心理検査手数料の細目料金の一部改正	第134号	(労働福祉課)	8
○道路の区域の変更	第135号	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	第136号	(同)	8
○令和5年度における愛知県都市公園条例別表第1備考第2号への愛・地球博記念公園の駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間	第137号	(公園緑地課)	8

選挙管理委員会告示

○選挙運動に関する収支報告書の要旨	第20号	(選挙管理委員会事務局)	8
-------------------	------	--------------	---

監 査 公 表

○住民監査請求に係る勧告に基づく措置の公表	第3号	(監査委員事務局)	11
-----------------------	-----	-----------	----

公 告

○あいち健康の森健康科学総合センターの指定管理者の指定	(健康対策課)	11
○土地改良区の役員の就退任 (蟹江土地改良区)	(農地計画課)	12
○都市計画下水道の関係図書の縦覧	(下水道課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第一号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年愛知県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「第五条の二第二項」の下に「(条例第五条の三の二において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第五条の二第二項第六号」の下に「(条例第五条の三の二において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「附則第二十三項」を「附則第四項」に改め、同項第三号中「附則第二十四項」を「附則第五項」に改め、同項第四号中「附則第二十五項」を「附則第六項」に改め、同項第五号中「附則第三十項」を「附則第十項」に改め、同項第六号中「附則第三十五項」を「附則第十二項」に改める。

第五条の三第三項中「十年」を「十五年」に改め、同条第四項中「第五条の二第二項各号」の下に「(条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第七条第二号中「附則第七項」を「附則第十八項」に改める。

附則中第二項から第十八項までを削り、第十九項を第二項とし、附則に次の六項を加える。

3 当分の間、条例第五条第一項に規定する二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの及び同項に規定する二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者(第四条第二項第一号に掲げる者に限る。)に対する第五条の三の規定の適用については、同条第二項中「定年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

条例附則第十九項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
条例附則第十九項第一号に掲げる職員	六十五歳

4 当分の間、条例第五条第一項に規定する者(第四条第二項第二号及び第三号に掲げる者を除く。)に対する第五条の三の規定の適用については、同条第三項中「十五年」とあるのは「十年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第三項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第四条第一項に規定する者であつて附則第三項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第五条の四の規定の適用については、第五条の三第四項中「百分の二」とあるのは、「附則第三項の表の上欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

6 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第四条第一項に規定する者であつて附則第三項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第五条の四の規定の適用については、第五条の三第四項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

7 当分の間、条例附則第二十三項の規定により読み替えて適用する条例附則第二十二項各号に規定する規則で定める割合は、百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合とする。

8 条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額には、職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額を含むものとする。

別表口の表第四号区分の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の

適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
 別表ロの表第五号区分の項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。
 十三 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
 別表ロの表第六号区分の項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。
 十七 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則の廃止)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則(昭和三十二年愛知県規則第十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第二号

愛知県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

愛知県個人情報保護審議会規則(平成四年愛知県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「愛知県個人情報保護条例(平成十六年愛知県条例第六十六号)第四十七条」を「個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年愛知県条例第五十一号)第九条」に改める。

第二条第三項中「とき」の下に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第三条第三項中「会長」を「会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)」に、「の出席がなければ」を「が出席しなければ」に、「議決する」を「議決をする」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三号

愛知県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県統計調査条例施行規則(平成二十一年愛知県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三 愛知県住宅供給公社

第五条に次の三号を加える。

四 名古屋高速道路公社

五 愛知県道路公社

六 愛知県土地開発公社

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四号

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年愛知県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第八号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百七条第一号イ」を「第五百十一条第一号イ」に、「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改める。

様式第四十八(裏)及び様式第四十九(裏)中

「愛知県個人情報保護条例第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成二十七年愛知県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護（以下この項において単に「保護」という。）の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う外国人に係る資料の提供等の求めに関する事務
- 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- 九 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第二条に次の一項を加える。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護（以下この項において単に「保護」という。）の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県医療療育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第六号

愛知県医療療育センター管理規則の一部を改正する規則

愛知県医療療育センター管理規則（平成三十一年愛知県規則第二号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中「第三項の」を「第二項の」に、「同条第二項」を「同法第五条第二項」に、「同条第三項」を「同法第三十三條第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第七号

愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成十一年愛知県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「別表第五の十二の項」を「別表第五の十三の項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

認定こども園の認定及び認可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第八号

認定こども園の認定及び認可に関する規則の一部を改正する規則

認定こども園の認定及び認可に関する規則（平成十八年愛知県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「第十条第十号ただし書」を「第十条第十二号ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第九号

愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則（昭和五十一年愛知県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「の写し」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証する書面

附則に次の三項を加える。

7 愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例（令和五年愛知県条例第十七号）附則第三項の規定により旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次に掲げる者とする。

一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

二 旧盲学校及聾啞学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第二学年を修了した者

- 三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
- 四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程）第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を修了した者又は第三号に掲げる者との同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事においてふぐ処理師の免許に関し旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認定した者
- 8 次に掲げる者がふぐ処理師の免許を受けようとする場合における第四条の規定の適用については、同条第二号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する」とあるのは、「附則第八項各号に掲げる」とする。
 - 一 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - 二 旧中等学校令による中等学校の二年の課程を修了した者
 - 三 前項第一号から第五号までに掲げる者
- 9 附則第七項第六号に掲げる者としてふぐ処理師の免許を受けようとする場合における第四条の規定の適用については、同条第二号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証する」とあるのは、「附則第七項第六号の規定による認定に関し知事が必要と認める」とする。

様式第二中
 2 精神の機能の障害の有無又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者である
 にかないかに関する医師の診断書
 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証する書
 3 精神の機能の障害の有無又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者である
 にかないかに関する医師の診断書
 3 愛知県知事
 を
 4 愛知県知事
 に、
 「書面の写し
 を
 書面」
 に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則
 建築士法施行細則（昭和二十六年愛知県規則第八号）の一部を次のように改正する。
 第一条第三項中「上半身」を削る。
 第十四条第一項第一号中「脱帽し」を「脱帽して」に、「上半身を写した」を「撮影した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年愛知県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表(四)項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に、「第五十八条第二項」を加える。

第十二条の二第一項の表(二)項中「第四十四条第一項第三号」の下に、「法第五十二条第六項第三号」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十二号

愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県スポーツ施設管理規則（平成三十一年愛知県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに」を「及び」に、「第一庭球場及び第二庭球場」を「庭球場」に改める。

様式第三（その五）備考を次のように改める。

備考 地色は、2時間利用は薄だいい色、4時間利用は白茶色、8時間利用はオレ
ンジ色とすること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第134号

平成12年愛知県告示第342号（一般職業適性心理検査手数料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

一般職業適性心理検査手数料の細目料金の表学生及び生徒の項中「340」を「410」に、「150」を「160」に、「320」を「330」に、「310」を「320」に、「70」を「90」に改め、同表その他の者の項中「400」を「470」に、「210」を「220」に、「380」を「390」に、「510」を「520」に、「460」を「470」に、「370」を「380」に、「130」を「150」に改める。

愛知県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	西之島江南線	旧	江南市北山町西312番地先から同布袋町西布88番1地先まで	20.0～26.1 m	0.211 km
		新	同	同	同

愛知県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之島江南線	江南市北山町西315番地先から同布袋町西布88番1地先まで	令和5年3月22日

愛知県告示第137号

令和5年度における愛知県都市公園条例（昭和32年愛知県条例第22号）別表第1備考第2号への愛・地球博記念公園の駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

令和5年8月16日

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第20号

令和4年2月6日執行の愛知県議会豊橋市選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

令和5年3月22日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
令和4年2月6日執行愛知県議会豊橋市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,866,200円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹内 奈歩	所属党派	日本共産党	期間	令和4年1月20日から	第1回分
出納責任者氏名	金原 信之				令和4年2月14日まで	

収 入			円	支 出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費		0	
日本共産党東三地区委員会		698,079		家屋費		100,000	
				選挙事務所費		100,000	
				集会会場費		0	
				通信費		40,359	
				交通費		0	
				印刷費		896,555	
				広告費		259,770	
				文具費		1,500	
				食糧費		3,450	
その他の寄附		0		休泊費		0	
その他の収入		0		雑 費		0	
今回計		698,079		今回計		1,301,634	
前回計		0		前回計		0	
総 計		698,079		総 計		1,301,634	

		項 目	金 額 (円)
支出のうち公費負担 相当額		ビラの作成	120,160
		ポスターの作成	483,395
		計	603,555

報告書受理年月日	令和4年2月21日 第1回報告分
----------	------------------

候補者氏名	竹上 裕子	所属党派	減税日本	期間	令和4年1月26日から	第1回分
出納責任者氏名	大谷 智洋				令和4年2月8日まで	

収 入			円	支 出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費		0	
減税日本		300,000		家屋費		100,000	
岡田 輝雄		100,000		選挙事務所費		100,000	
				集会会場費		0	
				通信費		20,297	
				交通費		0	
				印刷費		546,480	
				広告費		97,350	
				文具費		0	
				食糧費		0	
その他の寄附		0		休泊費		0	
その他の収入		0		雑 費		0	
今回計		400,000		今回計		764,127	
前回計		0		前回計		0	
総 計		400,000		総 計		764,127	

		項 目	金 額 (円)
支出のうち公費負担 相当額		ビラの作成	119,680
		ポスターの作成	352,000
		計	471,680

報告書受理年月日	令和4年2月10日 第1回報告分
----------	------------------

候補者氏名	竹上 裕子	所属党派	減税日本	期間	令和4年3月7日から	第2回分
出納責任者氏名	大谷 智洋				令和4年3月9日まで	

収 入			円	支 出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費		0	
				家屋費		20,525	
				選挙事務所費		20,525	
				集会会場費		0	
				通信費		0	
				交通費		0	
				印刷費		0	

		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
その他の寄附	0	宿泊費	0
その他の収入	0	雑費	0
今回計	0	今回計	20,525
前回計	400,000	前回計	764,127
総計	400,000	総計	784,652

	項 目	金 額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0
	ポスターの作成	0
	計	0

報告書受理年月日	令和4年3月11日 第2回報告分
----------	------------------

候補者氏名	廣田 勉	所属党派	無所属	期間	令和4年1月5日から	第1回分
出納責任者氏名	松下 裕紀				令和4年2月15日まで	

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
			人件費		165,000
			家屋費		551,200
			選挙事務所費		551,200
			集会会場費		0
			通信費		25,300
			交通費		0
			印刷費		322,770
			広告費		577,775
			文具費		0
			食糧費		43,098
その他の寄附		0	宿泊費		0
その他の収入		3,000,000	雑費		90,121
今回計		3,000,000	今回計		1,775,264
前回計		0	前回計		0
総計		3,000,000	総計		1,775,264

	項 目	金 額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0
	ポスターの作成	322,770
	計	322,770

報告書受理年月日	令和4年2月15日 第1回報告分
----------	------------------

候補者氏名	廣田 勉	所属党派	無所属	期間	令和4年1月5日から	第2回分
出納責任者氏名	松下 裕紀				令和4年2月28日まで	

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
			人件費		0
			家屋費		16,762
			選挙事務所費		16,762
			集会会場費		0
			通信費		27,206
			交通費		0
			印刷費		517,550
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
その他の寄附		0	宿泊費		0
その他の収入		0	雑費		0
今回計		0	今回計		561,518
前回計		3,000,000	前回計		1,775,264
総計		3,000,000	総計		2,336,782

項	目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160
	ポスターの作成	0
	計	120,160

報告書受理年月日	令和4年2月28日 第2回報告分
----------	------------------

候補者氏名	廣田 勉	所属党派	無所属	期間	令和4年3月1日から	第3回分
出納責任者氏名	松下 裕紀				令和4年3月15日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
その他の寄附	1件	600	人件費 0
その他の収入		0	家屋費 600
今回計		600	選挙事務所費 600
前回計		3,000,000	集会会場費 0
総計		3,000,600	通信費 0
			交通費 0
			印刷費 0
			広告費 0
			文具費 0
			食糧費 0
			休泊費 0
			雑費 0
			今回計 600
			前回計 2,336,782
			総計 2,337,382

項	目	金額 (円)
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0
	ポスターの作成	0
	計	0

報告書受理年月日	令和4年3月15日 第3回報告分
----------	------------------

監 査 公 表

5 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、愛知県知事から住民監査請求の結果（令和5年2月21日5 監査公表第2号）に係る勧告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年3月22日

愛知県監査委員 前 田 貢
同 川 上 明 彦
同 山 内 和 雄

1 措置の内容

愛知県議会議員筒井タカヤに対し平成29年度から令和3年度までに交付した政務活動費のうち、事務所の賃借料として充当した額367万5,000円を返還することを、令和5年2月15日付けで当該愛知県議会議員に対して請求した。

2 通知があった日

令和5年3月13日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びあいち健康の森健康科学総合センター条例（平成9年愛知県条例第3号）第8条の規定に基づき、次の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月22日

愛知県知事 大 村 秀 章

施設 の 名 称	指 定 管 理 者 と な る 団 体	指 定 の 期 間
あいち健康の森健康科学総合センター (診療所及び関連区域)	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで

あいち健康の森健康科学総合センター (診療所及び関連区域以外の区域)	株式会社トヨタエンタプライズ・公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団共同体 名古屋市中村区名駅四丁目4番10号	同
---------------------------------------	--	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、蟹江土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

退任役員				就任役員			
理事	吉兼 由男	海部郡蟹江町舟入三丁目385		理事	吉兼 由男	海部郡蟹江町舟入三丁目385	
同	戸谷 猛	同 西之森三丁目1		同	戸谷 猛	同 西之森三丁目1	
同	猪飼 和正	同 西之森八丁目23		同	猪飼 和正	同 西之森八丁目23	
同	寺西 英隆	同 大字須成字川西上396		同	寺西 英隆	同 大字須成字川西上396	
同	松永 寛明	同 城四丁目160		同	山田 藤義	同 城四丁目88	
同	黒川 優	同 大字蟹江新田字道東83		同	黒川 勝寛	同 大字蟹江新田字上芝切174	
同	佐藤 茂	同 大字蟹江新田字六反割193		同	佐藤 茂	同 大字蟹江新田字六反割193	
同	丹羽 昭二	同 南二丁目292		同	丹羽 昭二	同 南二丁目292	
同	村上 良雄	同 大字今字川東下30		同	村上 良雄	同 大字今字川東下30	
監事	三和田賢次	同 大字須成字下之割北1268		監事	三和田賢次	同 大字須成字下之割北1268	
同	面川 和彦	名古屋市中川区下之一色町北ノ切41		同	面川 和彦	名古屋市中川区下之一色町北ノ切41	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画決定権者の名称
岩倉市
- 2 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画下水道岩倉公共下水道
- 3 縦覧場所
愛知県建設局下水道課及び岩倉市役所

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和5年3月22日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]
愛知県警察本部総務部会計課 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日
- ①トナーカートリッジ（NEC）始め3件の単価契約 ア トナーカートリッジ NEC PR-L 8600-12 690本（予定） イ ドラムカートリッジ NEC PR-L8600-31 290本（予定） ウ リサイクルトナーカートリッジ NEC 環境配慮型 PR-L8600-65 680本（予定） ②令和5年3月2日 ③東京都港区三田1-4-28 NECフィールドディング株式会社 ④ア 23,375円（単価） イ 12,375円（単価） ウ 6,930円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日
- ①インクカートリッジ（キヤノン）始め14件の単価契約 ア インクカートリッジ1 キヤノン BCI-19BK 13,750個（予定） イ インクカートリッジ2 キヤノン BCI-19CLR 5,310個（予定） ウ インクカートリッジ3 キヤノン BCI-370XLPGBK 1,710個（予定） エ インクカートリッジ4 キヤノン BCI-371XLBK 710個（予定） オ インクカートリッジ5 キヤノン

BCI-371XLC 1,580個(予定) カ インクカートリッジ6 キヤノン BCI-371XLM 1,230個(予定) キ インクカートリッジ7 キヤノン BCI-371XLY 1,260個(予定) ク インクカートリッジ8 キヤノン BCI-371XLY 480個(予定) ケ インクカートリッジ9 キヤノン BCI-380XLPGBK 2,770個(予定) コ インクカートリッジ10 キヤノン BCI-381XLBK 1,610個(予定) サ インクカートリッジ11 キヤノン BCI-381XLC 2,230個(予定) シ インクカートリッジ12 キヤノン BCI-381XLM 2,020個(予定) ス インクカートリッジ13 キヤノン BCI-381XLY 1,990個(予定) セ インクカートリッジ14 キヤノン BCI-381XLY 1,160個(予定) ②令和5年3月2日 ③名古屋市中区大須4-10-68 株式会社ワキタ商会 ④ア 1,133円(単価) イ 1,512.5円(単価) ウ 1,375円(単価) エ 1,237.5円(単価) オ 1,237.5円(単価) カ 1,237.5円(単価) キ 1,237.5円(単価) ク 1,237.5円(単価) ケ 1,529円(単価) コ 1,633.5円(単価) サ 1,633.5円(単価) シ 1,633.5円(単価) ス 1,633.5円(単価) セ 1,633.5円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

①インクパック(エプソン)始め18件の単価契約 ア インクパック1 エプソン IP05KA 2,940個(予定) イ インクパック2 エプソン IP05CA 2,990個(予定) ウ インクパック3 エプソン IP05MA 3,290個(予定) エ インクパック4 エプソン IP05YA 2,940個(予定) オ メンテナンスボックス1 エプソン PXMB8 1,010個(予定) カ インクカートリッジ1 エプソン ICBK76 850個(予定) キ インクカートリッジ2 エプソン ICC76 880個(予定) ク インクカートリッジ3 エプソン ICM76 820個(予定) ケ インクカートリッジ4 エプソン ICY76 830個(予定) コ メンテナンスボックス2 エプソン PXMB3 250個(予定) サ インクカートリッジ5 エプソン ICBK82 1,520個(予定) シ インクカートリッジ6 エプソン ICL82 1,370個(予定) ス メンテナンスボックス3 エプソン PXMB5 740個(予定) セ インクボトル1 エプソン IT08KA 560個(予定) ソ インクボトル2 エプソン IT08CA 550個(予定) タ インクボトル3 エプソン IT08MA 550個(予定) チ インクボトル4 エプソン IT08YA 560個(予定) ツ メンテナンスボックス4 エプソン PXMB9 520個(予定) ②令和5年3月2日 ③名古屋市千種区内山2-6-22 株式会社フューチャーイン ④ア 6,930円(単価) イ 1,672円(単価) ウ 1,672円(単価) エ 1,672円(単価) オ 2,475円(単価) カ 4,180円(単価) キ 1,650円(単価) ク 1,650円(単価) ケ 1,650円(単価) コ 1,980円(単価) サ 1,430円(単価) シ 1,045円(単価) ス 418円(単価) セ 4,510円(単価) ソ 2,145円(単価) タ 2,145円(単価) チ 2,145円(単価) ツ 2,090円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

①連続写真用紙始め7件の単価契約 ア 連続写真用紙 エプソン GP11LBL 5,100箱(予定) イ インクカートリッジ1 エプソン GJIC7K 1,300個(予定) ウ インクカートリッジ2 エプソン GJIC7C 1,110個(予定) エ インクカートリッジ3 エプソン GJIC7M 1,280個(予定) オ インクカートリッジ4 エプソン GJIC7Y 1,620個(予定) カ インクカートリッジ5 エプソン GJIC7LC 1,330個(予定) キ インクカートリッジ6 エプソン GJIC7LM 1,690個(予定) ②令和5年3月2日 ③大阪市中央区心斎橋筋一丁目4-29 株式会社ナニワ商会 ④ア 4,510円(単価) イ 2,706円(単価) ウ 2,706円(単価) エ 2,706円(単価) オ 2,706円(単価) カ 2,706円(単価) キ 2,706円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

①SD(改ざん防止機能付)カードの単価契約 SD(改ざん防止機能付)カード KIOXIA WriteOnceメモ리카ード SD-K02GCW1 68,500枚(予定) ②令和5年3月2日 ③大阪市中央区心斎橋筋一丁目4-29 株式会社ナニワ商会 ④797.5円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

①遺体用厚手ビニール(グレー)始め2件の単価契約 ア 遺体用厚手ビニール(グレー) PSインダストリー PS513 8,010枚(予定) イ 遺体収納袋 PSインダストリー PS586 5,030枚(予定) ②令和5年3月2日 ③名古屋市中区大須4-10-68 株式会社ワキタ商会 ④ア 1,034円(単価) イ 3,850円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

①再生紙の単価契約 ア 再生紙1 大王製紙 リサイクルPPC A4 210,510枚(予定) イ 再生紙2 大王製紙 リサイクルPPC B4 430枚(予定) ウ 再生紙3 大王製紙 リサイクルPPC A3 3,900枚(予定) ②令和5年3月2日 ③名古屋市熱田区旗屋1-6-11 株式会社隆陽社 ④ア 382.8円(単価) イ 565.4円(単価) ウ 765.6円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和5年1月20日

